

産業廃棄物の種類と具体例

【産業廃棄物】

燃え殻	焼却灰、石炭がら等
汚泥	ペソナト汚泥、凝集沈殿汚泥、ケリストラップ汚泥等
廃油	鉱物性油、動植物性油、廃溶剤等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類等の酸性溶液等
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等のアルカリ性廃液等
廃プラスチック類	合成樹脂、合成ゴムくず等
紙くず	建設業に係る紙くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、パレット・紙・紙加工製造、出版、製本等から生ずる紙くず
木くず	建設業に係る木くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、木材製造業等から生じた木くず ※平成20年4月1日から「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず」が産業廃棄物として指定されます。
繊維くず	建設業に係る繊維くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、繊維工業（衣服等製造業を除く）から生ずる天然繊維くず
動植物性残渣	食料品・医薬品・香料製造業等から生ずる動物又は植物性の固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、金属の研磨くず等
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等
鉱さい	高炉等から生じる残渣（スラグ）、不良鉱石等
がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じるコンクリートくず、れんが破片、ブロック破片、瓦くず等
動物のふん尿	畜産農業から生じる牛・馬、ニワトリ等から生じる動物のふん尿等 ※ブリーダーは畜産農業に該当
動物の死体	畜産農業から生じる動物の死体
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ等の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

【特別管理産業廃棄物】

廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類
廃酸	水素付濃度指数が（pH）2.0以下の廃酸
廃アルカリ	水素付濃度指数が（pH）12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療機関から生じる産業廃棄物のうち感染性病原体を含むもの又はその恐れがあるもの
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、飛散性廃石綿等、重金属やダ付シ類等の有害物質を含む産業廃棄物